

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集等の実施

平成 21 年 8 月 20 日
内閣府公共サービス改革推進室

1. 意見募集等の実施

公共サービス改革法第 7 条第 3 項から第 5 項まで及び第 9 項の規定に基づき、公共サービス改革基本方針を変更するに当たり、民間事業者等からの

- ・ 意見の募集
- ・ 情報の公表要請受付

を実施。

意見の募集については、公共サービス改革・構造改革特区・規制改革に係る要望を内閣官房地域活性化統合事務局にて一元的に受け付け。

2. 今後の予定

- ・ 平成 21 年 8 月 21 日（金）～ 9 月 11 日（金）
情報公表要請の募集期間
- ・ 9 月下旬（予定）
要請された情報を当室ホームページにて公表
- ・ 9 月中旬～ 10 月下旬
全国各地での説明会（もみじキャラバン）
- ・ 10 月～ 11 月頃
「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集（もみじ月間）
- ・ 12 月
「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見に対する各府省からの回答を当室ホームページにて公表

＜参考＞

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成十八年法律第五十一号)

(公共サービス改革基本方針)

第七条

- 3 内閣総理大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成十八年七月五日政令第二百二十八号)

(公共サービス改革基本方針の案の作成に係る意見の聴取)

第一条

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）
第七条第三項の規定による民間事業者からの意見の聴取は、当該意見の聴取のための相当な期間を定めて書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣総理大臣が定めるものをいう。）を含む。次条において同じ。）の提出を受けることにより行うものとする。

- 2 法第七条第五項の規定による地方公共団体からの意見の聴取については、前項の規定を準用する。

(公共サービス改革基本方針の案の作成に係る情報の公表)

第二条

法第七条第四項の規定による情報の公表は、国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、民間事業者から書面により情報の公表の求めがあった業務について、遅滞なく、その具体的な実施体制及び実施方法その他の同条第三項の規定による意見の聴取を適切に実施するために必要と認められる情報を明らかにすることにより行うものとする。

「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る 情報公表要請の受付について

平成21年8月21日
内閣府公共サービス改革推進室

内閣府公共サービス改革推進室では、平成21年8月21日（金）から9月11日（金）までの間、官民競争入札等^{注1）}（市場化テスト）の対象とすることにより、民間の創意工夫の発揮効果が高いものと見込まれ、かつ、国民のため、より良質かつ低廉な業務の実現が可能と考えられる具体的な公共サービスに関する情報公表要請について、民間事業者、地方公共団体を始め、国民の皆様より募集いたします。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」^{注2）}（公共サービス改革法）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立ち、国の行政機関等^{注3）}又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、官民競争入札等に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現することを目的としております。

公共サービス改革法は、政府が同法に基づく「公共サービス改革基本方針」^{注4）}の策定又は変更に当たり行うこととされている民間事業者からの意見聴取を適切に実施するため、国の行政機関等が実施している公共サービスの業務内容等に関する情報の提出を求め、公表を行うことを定めています^{注5）}。

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集については、平成21年10月から11月にかけて「特区、規制改革、公共サービス改革集中月間（もみじ月間）」の意見募集の一環として行うこととしており、これに先立ち、8月21日（金）から9月11日（金）までの間、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表要請を受け付けます。

つきましては、下記を御参照の上、奮って御要請下さいますようよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた御要請については、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った後、当室ホームページ^{注6）}にて情報を掲載・公表します。

注1） 官民競争入札と民間競争入札の総称。いわゆる「市場化テスト」のことを指す。

注2） <http://law.e-gov.go.jp/html/data/H18/H18H0051.html>

注3） 国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（ただし、特殊法人のうち、株式会社であるものを除く）

注4） <http://www5.cao.go.jp/koukyo/kihon/kihon.html>

注5） 公共サービス改革法第7条第4項及び第9項

注6） <http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

1. 募集する情報公表要請の内容

国の行政機関等の公共サービスのうち、

- ①官民競争入札等（市場化テスト）の対象とすべきと考えられる公共サービス
- ②廃止すべきと考えられる公共サービス
- ③上記①・②に関し、政府が講ずべき規制改革等の措置 等

に関する情報の公表要請を募集いたします。

なお、地方公共団体の実施する公共サービスは対象ではありませんので、御留意ください。

（記入例）

情報の公表要請を行う事業：現在〇〇が実施している△△事業

要請理由：現行の△△事業について官民競争入札等（市場化テスト）を実施することとなれば、□□といった点で業務の質の改善が図られるのではないかと考えていることから、△△事業の現状について情報の公表を求める。

* 過去に公表要請のあった情報については、以下のURLより参照できますので、参考にしてください。

(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/momiji/momiji.html>)

2. 募集期間

平成21年8月21日（金）から9月11日（金）正午まで

3. 提出方法

①インターネット（下記URLからお入りください。）

<https://form.cao.go.jp/koukyo-question/opinion-0003.html>

②電子メール

記入要領（別紙1：(Excel) (PDF)）を参考に要請書様式（別紙2：(Excel) (PDF)）に御記入していただいた後、下記アドレス宛の電子メールに要請書（電子データ）を添付して提出してください。

③郵送又は持参

記入要領（別紙1：(Excel) (PDF)）を参考に要請書様式（別紙2：(Excel) (PDF)）に御記入していただいた後、下記宛先に要請書を提出してください。
郵送の場合は、封筒の表面に「情報公表要請書在中」と朱書きしてください。

<あて先>

内閣府公共サービス改革推進室内 要請募集担当

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

(地図: <http://www5.cao.go.jp/koukyo/map/map.html>)

4. 今後の予定

お寄せいただきました御要請については、公共サービス改革推進室から、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った上で、国の行政機関等の公共サービスに関する以下の項目について、依頼後から原則として2週間程度を目途に、当室のホームページにて掲載・公表できるように関係行政機関等と調整します。

なお、公表資料の作成内容等について要請者や関係行政機関等との間で調整が必要な場合、特定の事業に対する大量の情報公表要請があった場合、地方支分部局、独立行政法人等への照会を要する場合等には、公表までさらに時間を要する場合があります。

<公表する情報>

① 事業の内容

事業概要、業務量等

② 実施体制

人員、事業所数等

③ 実施方法

具体的実施方法、業務の性質上重視される事項

④ その他、参考となる情報

5. その他

- ① 要請内容の詳細等を確認するために、情報公表要請書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問い合わせをさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ② 郵便事故や通信事故により未着となった要請については、本募集においては受け付けかねますので、御了承ください。なお、当室より到着した旨の御連絡はしておりませんので、送付後に念のため確認の電話をいただければ幸いです。
- ③ 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の募集については、「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」として、平成21年10月から11月にかけて募集することを予定しています。

(問い合わせ先)

内閣府公共サービス改革推進室内 要請募集担当

TEL:03-5501-1878

管理番号	事項番号	情報公表を要請する事業	要請理由	事業の所管官庁	要請主体名	要請主体分類コード	要請者連絡先（住所）	要請者連絡先（部署）	要請者連絡先（役職）	要請者連絡先（担当者名）	要請者連絡先（担当者名フリガナ）	担当者連絡先（電話番号）	担当者連絡先（FAX番号）	担当者連絡先（e-mailアドレス）	要請者名の公開可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
【当室で記入】要請主体による記入は不要です。	・要請する事項毎に、1から順番に半角数字で付番してください。	・要請事項の具体的内容を明確に記入してください。 (例)「現在〇〇が実施している△△事業」、「△△事業のうち、××に関する事務」 ※国の行政機関等が行っている特定の業務のうち一部の地域・施設等に対象を限定して要請していただくことも可能です(最大30文字程度)。	・情報公表が必要と考えられる理由や背景(例えば、現状の公共サービスの在り方に問題があるとお考えであれば、その内容等)をできるだけ具体的に記載してください。 (例)「現行の△△事業について官民競争入札又は民間競争入札を実施することとなれば、□□といった点で業務の質の改善が図り得るのではないかと考えていることから、△△事業の現状について情報の公表を求める。」	対象事業等を所管する官公庁名を記入してください。	要請主体名を記入してください。 複数の主体による共同要請である場合は、当該複数主体を全て”、(読点)”で区切り、併記してください。 個人での要請の場合は、「個人」と記入してください。	要望主体の分類について、別表「要請主体コード表」に従って、該当するコード(a～r)を半角で記入してください。	住所を記入してください。	担当部署を記入してください。	担当者の役職を記入してください。	担当者名を記入してください。	担当者名のフリガナを記入してください。	担当者の電話番号を半角数字で記入してください。	担当者のFAX番号を半角数字で記入してください。	担当者のe-mailアドレスを半角英数字で記入してください。	要請者名の公開が「可」の場合「1」を、「否」の場合「2」を半角数字で記入してください。	要請者名の公開について「否」を希望される場合に、その理由を具体的に記入してください。 公開「可」の場合は、記入する必要はありません。	・自由に御記入ください。 ・要請理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、本欄に項目列举の上、添付資料として提出してください。

注1) 複数の事項について要請する場合は、同一行内に記載せず、必ず行を分けて記入してください。

注2) 1度に4件以上の要請をされる場合は、1枚の記入用シート上に行を増やしてください。

注3) とりまとめの都合上、セル幅の変更、セル結合、空欄セルの削除等の様式の変更は行わないでください。

注4) 「要請主体名」「要請者連絡先(住所、部署、役職、担当者名、担当者名フリガナ)」「担当者連絡先(電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)」「公開可否」「公開「否」の理由(公開「否」の場合のみ)」欄には、必ず御記入ください。

注5) 地方公共団体の実施する公共サービスは対象ではありませんので、御留意ください。

管理番号	事項番号	情報公表を要請する事業	要請理由	事業の所管官庁	要請主体名	要請主体分類コード	要請者連絡先（住所）	要請者連絡先（部署）	要請者連絡先（役職）	要請者連絡先（担当者名）	要請者連絡先（担当者名フリガナ）	担当者連絡先（電話番号）	担当者連絡先（FAX番号）	担当者連絡先（e-mailアドレス）	要請者名の公開可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
【当室で記入】要請主体による記入は不要です。																	
【当室で記入】要請主体による記入は不要です。																	
【当室で記入】要請主体による記入は不要です。																	



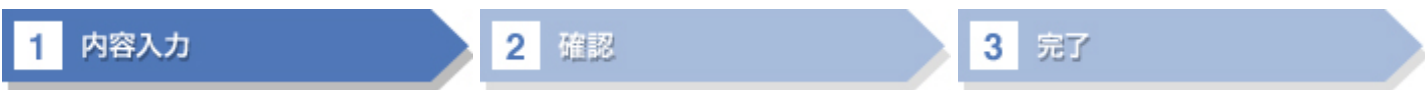
「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る情報公表要請の受付について

内閣府公共サービス改革推進室では、平成21年8月21日(金)から9月11日(金)までの間、官民競争入札等(市場化テスト)の対象とすることにより、民間の創意工夫の発揮効果が高いものと見込まれ、かつ、国民のため、より良質かつ低廉な業務の実現が可能と考えられる具体的な公共サービスに関する情報公表要請について、民間事業者、地方公共団体を始め、国民の皆様より募集いたします。

(注)一時保存は出来ません。記入したものを保存する場合には、確認画面において、PDFに加工し保存するもしくはプリントアウトをしてください。

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。



1. 情報の公表要請を行う事業

※必須

2. 要請理由

※必須

3. 事業の所管官庁

※必須

4. 要請主体名

※必須

5. 業種

-- 選択してください --

6. 要請者連絡先(住所)

7. 担当部署名

8. 役職名

9. 担当者名

※必須

10. 担当者名(フリガナ)

11. 電話番号

※必須

12. メールアドレス

※必須

13. 要請主体名の公開可否

※必須

☐ 1. 可(公開可能) ☐ 2. 否(公開不可)

14. 公開「否」の理由(2. 否と回答した者のみ回答)

▶▶ 内容確認画面へ進む

[ページの先頭へ](#)